況報告について」によって厚生労働省に報告された「小学校修了前特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第二表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数」の「第一子」と「第二子」の合計に九・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、「小学校修了前特例給付支給状況報告（公務員分）」の「第三表」の「⑵受給者数及び支給対象児童数（本年二月末現在）」の「支給対象児童数」の「第三子以降」に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、子ども手当推計調査における「様式1」中「①公務員に係る児童手当・特例給付・小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び様式1中「②公務員に係る子ども手当新規対象者数（中学生）の見込み」における「中学校の子ども手当対象子ども数」に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計並びに子ども手当推計調査における「様式2」中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童数（平成22年2月末支給状況報告実績）」の「特例給付」に一・一を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」と「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「非被用者」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数及び様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数の合計とする。

12　法第三条第五項の場合において、同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額と当該額を市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該あん分した額の最も大きい市町村に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

第五条第一項中「附則第五条の四」の下に「及び第五条の四の二」を「1.2005625」を「0.8522826」に改め、同条第四項中「附則第五条の四」の下に「及び第五条の四の二」を加え、「1.2005625」を「0.8522821」に改め、同条第六項中「0.8522821」を「0.8522821」に改める。

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

a＋b＋c＋d＋e＋f＋g＋h＋i＋j＋k＋l＋m＋n＋o＋p＋q＋r＋s

算式の符号

a　次の算式により算定した額

算式

a1×0.0230／0.0500

算式の符号

a1　地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第5号）による改正前の地方税法（以下「平成22年改正前の地方税法」という。）附則第12条の2の2第6項又は第7項に規定する自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）並びに平成22年改正前の地方税法附則第12条の2の2第9項に規定する自動車（バス及びトラックに限る。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b　次の算式により算定した額

算式

b1×0.0030／0.0300

算式の符号

b1　算式の符号a1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。

c　次の算式により算定した額

算式

c1×0.0260／0.0500

算式の符号

c1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の2の2第8項に規定する自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d　次の算式により算定した額

算式

d1×0.0060／0.0300

算式の符号

d1　算式の符号c1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。

e　次の算式により算定した額

算式

e1×0.0340／0.0500

算式の符号

e1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の2の2第9項に規定する自動車（バス及びトラック以外のものに限る。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

f　次の算式により算定した額

算式

f1×0.0140／0.0300

算式の符号

f1　算式の符号e1に同じ。この場合において、「自動車（バス及びトラック以外のものに限る。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。

g　次の算式により算定した額

算式

g1×0.0400／0.0500

算式の符号

g1　平成22年改正前の地方税法附則第12条の2の2第10項第3号に規定する自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成21年4月1日から平成21年9月30日までの間に取得したものに限る。）について、平成21年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額